

一般社団法人 日本建築構造技術者協会

北海道支部賛助会員運営細則

2006年 4月18日制定

2011年 2月 4日改正

2012年 5月23日改正

第1条 (目的)

本部賛助会員設立趣旨にのっとり、北海道に於ける支部賛助会員制度を設置することにより、北海道支部として地域に根ざした取組を目指す。

第2条 (取組内容)

賛助会員への当支部主催の行事等の案内
当支部ホームページへの掲載
その他役員会・委員会が必要と認めたこと

第3条 (会費)

年額 1口・20,000円 口数制限無し

第4条 (会計年度)

4月から翌年の3月

第5条 (入会・退会申し込み)

別様に定める様式に必要事項記入の上申し込む。退会の申し出が無い限り自動継続とする。

第6条 (入会及び退会承認)

役員会にて決定することを原則とするが、急を要する場合は「役員会ML会議」に諮り、異議がなければ承認と見なすことができる。

第7条 (会費納入)

4月入会員の請求書は4月1日付けで、途中入会員は随時請求書を発行する。
途中退会時は、退会時年度の会費を納入する。
会費は、指定口座に振り込む。

第8条 (当支部ホームページへの掲載)

別途覚書にておこなう。

第9条 (運営細目の変更)

この規約の変更は支部役員会において行うことができる。